

沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託

契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症予防として今春より国民へのワクチン接種が進められるが、住民接種事業の実施者となる地方自治体には保管の難しいファイザー社製ワクチンから供給が始まっている。本市では、当該ワクチンが超低温管理を要することや市民への接種の早期完了を目指す必要性を踏まえ、市の中心部に位置する大規模展示ホール・キラメッセぬまづ（多目的ホール）を集団接種会場とし、集中的に接種を行っていくこととしている。

ワクチンの供給スケジュールが定まっておらず国の施策も刻々変化する中、大半の市民への接種が短期間で求められているが、このような流動的な環境下において市は沼津医師会等関係団体との調整を行いながら、ファイザー社製以外のワクチン種も含んだ市民全体への接種の具体的方法について随時検討と実施体制の確立を進める必要がある。

一方、ファイザー社製ワクチンによる市民接種を大きく進めるための要となる集団接種会場は、効率的なオペレーション及び期間内の習熟メリットを見込み、多数の来場者のある催し等の運営経験のある事業者に委託することで、自律的に運営できる体制を確保する。

受託者には、催事運営の経験やノウハウ、質の高い人員の継続的な手配及び現場でのスタッフコントロール、運営の効率化及び現場での臨機応変な対応などにおいて、専門性や積極性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約にふさわしい者を選定する。この要領は、「沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

(1) 業務名 沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託

(2) 業務内容

- ・別紙「沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託 公募仕様書」のとおり
- ・想定運営カレンダー及び会場レイアウト・運営・設営撤去作業等からなる「運営マニュアル案」は個別提供（詳細は「7 本プロポーザルに係る説明会」参照）

(3) 履行期間 契約締結日から令和 3 年 9 月 30 日まで

(4) 提案上限額 79,656,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種室

(〒410-0881 沼津市八幡町 97 沼津市保健センター内)

担当 河本、日吉 電話 055-951-3588

E-mail vaccine@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去5年間に於いて国及び地方公共団体の関連業務の受託実績を有しない者
- (7) 本プロポーザルに係る説明会に参加できない者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和3年3月19日(金) ホームページに掲載 (別配布資料: 想定運営日・運営マニュアル案の提供開始)
2	プロポーザル説明会	令和3年3月25日(木) 11時
3	質問受付	令和3年3月26日(金) 12時までに電子メールで
4	質問回答	令和3年3月29日(月) までにホームページに掲載
5	プロポーザル参加申込 (再委託承認願)	令和3年3月30日(火) 12時必着
6	プロポーザル参加承認 (再委託承認)	令和3年3月31日(水) 17時までに電子メールで
7	企画提案書等の提出	参加承認日 から令和3年4月8日(木) 12時まで
8	選考会	令和3年4月9日(金) 予定
9	選定結果の通知	令和3年4月9日(金) 予定
10	契約締結	選定結果通知後 すみやかに

6 本プロポーザルへの参加及び履行にあたっての注意点

今回のワクチン接種の緊急性による不確定要素に柔軟に対応できるよう最適な運営体制を確保する観点から、本プロポーザル及び契約・履行における特記事項を以下のとおり示す。

(1) 契約内容について

プロポーザルで選定された契約候補者を選定したのち、当該事業者のプロポーザル提案内容や市へのワクチン供給量等を踏まえ、仕様の内容、契約額（一日の運営パターン別の単価）など詳細を契約候補者と協議し、契約を締結する。

(2) 運営スケジュールについて

集団接種会場の運営日は本市へのワクチン供給量及び市民への接種状況によって調整していく必要があるものの、ワクチンの配送は1か月前には大勢が判明していると予想されることから、市が沼津医師会と調整の上、以下の2段階を目安に週単位で順次固めていく。受託者には市から運営スケジュールの見通しを随時伝達する。

【週単位の運営日 決定プロセス】

①仮決定

6週間先の週の運営日を仮決定する。

②本決定

4週間先の週の運営日を決定する。

なお、5月についてはワクチン供給量が明らかになっておらず、数量の少ない場合は集団接種会場を市の直営とする期間が発生する可能性がある。5月の委託運営日は契約直後に順次固めていくものとする。

(3) 契約金額・支払いについて

本業務の支払いは、当月の運営実績に応じ翌月に支払う部分払い方式とする。詳細は「11 企画提案書等の提出 (3) 見積書」を参照のこと。

なお、一度委託運営が決定した日について、ワクチンの入荷がされなくなった等の不測の事態から取りやめることとなった場合（市直営に変更する、またはキラメッセぬまづでの集団接種そのものを中止する）の受託者が準備に要した経費については、双方の協議とする。

現在、本市では、国の供給・分配システムを通じて本市へのワクチン供給量が判明してから接種対象者の予約を受け付ける予約システムの構築を進めているが、海外からワクチンが到着する前であっても自治体で住民の接種予約を受け付ける見通しである。予約開始後であってもワクチンが届かないこととなれば接種できないという業務特性の理解、柔軟な姿勢が受託者に求められる。

(4) 再委託について

市が事前に承認した場合は、会場運営に適した人員確保や会場設営等、業務の一部分の別事業者への再委託を可能とする。

再委託を予定するプロポーザル参加希望者は、プロポーザル参加申込書提出時に併せて再委託承認願を提出するものとする。市の再委託認否については参加承認通知時に併せて通知する。また、再委託を承認された場合は、企画提案書において再委託部分の説明を盛り込むこと。

7 本プロポーザルに係る説明会

説明会への出席が本プロポーザル参加の条件となっているので注意すること。なお、本案件公開後、説明会に先立ち想定運営カレンダー及び運営マニュアル案を個別提供するので、参加予定事業者は「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話連絡すること。

【説明会会場】 沼津市保健センター（沼津市八幡町 97）
2階 沼津市新型コロナウイルスワクチン接種室

8 質問受付・回答

(1) 質問方法

業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順や契約手順等に関する質問は電話等で随時受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。説明会で回答を保留したものについてもこの時に回答する。

9 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可。郵送後、担当者に電話で連絡）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(5)(6)(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 様式1 1部

(2) 関連業務実績表 様式2 7部

記載業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

(3) 再委託承認願（再委託を予定する場合） 様式4 1部

- (4) 会社概要 7部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 様式5 1部
- (6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (7) 納税証明書（参加申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ② 沼津市固定資産税納税証明書（令和2年度のもの）
 - ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

10 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、参加申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、期限翌日の正午までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可。郵送後、担当者に電話で連絡）する。

- ① 企画提案書提出届 様式6
- ② 企画提案書 様式自由
- ③ 実施体制調書 様式7
- ④ 見積書 様式自由（宛名は沼津市長とし、日付は提出日とする。押印は不要）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(1) 提出書類」のうち、②～④については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振った事業者記号（アルファベット）を各書類の1ページ目の右上に明記すること。
- ② 「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～④については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) 見積書

見積書は、以下の内容を含んだものを作成する。

①運営区分別の運営単価

見積書には、以下の区分のとおり、キラメッセぬまづ多目的ホール1／3区画での運営単価（税抜き）とその内訳を記載する。

なお、本業務の契約にあたっては、ワクチン供給の見通し等、契約時の状況を踏まえ予算の範囲内で契約候補者との協議により契約内容・単価を決める。このため、企画提案書提出時の見積書は参考価格にとどまる。

②運営カレンダーに基づき運営した場合の総額

- ・総額は消費税及び地方消費税額の額を含み、税額分金額を別に明記する。
- ・総額は②のパターン別運営単価により運営カレンダー（公募時の想定。別途配布の「運営マニュアル案」参照）のとおり運営実施した場合の積み上げ額を基本とし、「2 契約の概要」に示す提案上限額以内とする。任意の端数処理は差し支えない。

なお、キラメッセぬまづ多目的ホール2／3使用予定日については、1／3単価の2倍の額で積み上げるものとする。

運営区分表（キラメッセぬまづ多目的ホール1／3使用想定）

	運営予定時間	設営※1	撤去※2
A	平日・土曜 14時～17時30分	簡易	簡易
B	平日・土曜 14時～17時30分	全面	簡易
C	平日・土曜 14時～17時30分	簡易	全面
D	平日・土曜 14時～17時30分	全面	全面
E	日曜 9時～12時30分、14時～17時30分	簡易	簡易
F	日曜 9時～12時30分、14時～17時30分	全面	簡易
G	日曜 9時～12時30分、14時～17時30分	簡易	全面
H	日曜 9時～12時30分、14時～17時30分	全面	全面

※1 設営欄

前日に未使用であり当日運営開始前に全面的な設営を要する場合は「全面」、前日使用しており当日は簡易設営のみとなる場合は「簡易」と表記

※2 撤去欄

翌日に運営を行わず当日運営終了時に全面的な撤去を要する場合は「全面」、翌日も運営するため簡易撤去のみとなる場合は「簡易」と表記

設営・撤去の作業イメージは別途配布資料「運営マニュアル案」を参照のこと。

(4) その他、注意事項

- ①企画提案書は、実施体制調書、見積書を除き 10 ページ以内で作成すること。「別表 評価項目」に示されるものは特に具体的に説明し、見やすいもの、わかりやすいものとする。
- ②再委託を承認されている場合は、企画提案書に再委託の概要を記載すること。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④提出後の提案内容の修正は一切認めない。

12 契約候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

13 選定結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

14 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

15 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などから最も本件の契約相手方

にふさわしい事業者を選定するものであり、仕様については契約時の状況を踏まえ決定するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

(1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

(4) 沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかったとき

本プロポーザルにかかる契約は、令和2年度補正予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

16 契約締結後

受託者はすみやかに委託者との初回打合せを行い、業務スケジュールを確認すること。

17 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合はあるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

18 その他

(1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

【別表 評価項目】

評価項目		配点	合計配点
(1) 運営方法	①会場内の各エリアの特性に応じた人員※の手配を検討しているか【人員配置】	15	50
	②人員への指示系統や具体的な指示方法等、即時性のあるコントロール方法が示されているか【統制】	25	
	③運営時の不測の事態にも対応できる柔軟な体制や工夫はあるか【柔軟性】	10	
(2) 業務適正	①現況、業務の趣旨、運営の全体像及び一日の流れなど基本理解は十分か【現況把握・業務理解】	5	50
	②人員の継続的確保について具体的に示されているか【人員確保】	20	
	③同種業務の実績は十分なものか【経験実績】	15	
	④よりよい運営方法等、提案者独自の強みが活かされているか【独自性・積極性】	10	
		100 / 100	

※本表の「人員」はすべて受託者側が手配し、運営中は受託者の管理下に入る運営スタッフを指すものであり、医療従事者等は除く（医療従事者の手配及び運営時の連絡調整・指示は委託者が行う）